

# お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をご一読下さい。

## ● 募集型企画旅行契約

この旅行は(株)ジェイティービー(東京都品川区東品川2-3-11 観光庁長官登録旅行業第64号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

## ● 旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、所定のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お申込金として旅行代金の20%相当額を申し受けます。

## ● 団体・グループの契約について

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申あがった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める目までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## ● 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## ● 旅行代金について

- (1) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (2) 特に注釈のない場合、こども代金はございません。

## ● 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した食事代等、その他パンフレット内において旅行代金に含まれる旨表示したもの、及び消費税等諸税。これらの費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しはいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

## ● 旅行代金の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を止めると、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないのである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。

## ● 取消料

旅行契約成立後、お客様のご都合で契約を解除されるときは、旅行代金に対しておひとりさまにつき次の料率で取消料を申し受けます。

## <日帰り旅行の場合>

契約解除の日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1)11日目にあたる日以前の解除	無料
	2)10日目にあたる日以降の解除(3~6を除く)	旅行代金の20%
	3)7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
貸切船舶を利用する場合	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5)当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%
		当該船舶に係わる取消料の規定によります。

## ● 当社による旅行契約の解除及び催行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いただきます。
- (2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
  - ① お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
  - ② お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
  - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
  - ④ お客様が契約内容にしろ合理的な範囲を超える負担を求めるとき
  - ⑤ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知をいたします。
  - ⑥ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
  - ⑦ 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき

## ● 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

## ● 特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ個然外來の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

- ・ 死亡補償金:1500万円・ 入院見舞金:2~20万円
- ・ 通院見舞金:1~5万円
- ・ 携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円  
(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

## ● お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

## ● 「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」という)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」という)を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱いができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- (1) 契約成立は、当社が電話または郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。またお申込には「会員番号・カード有効期限」等を通知していただきます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(ただし、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)
- (3) 与信等の理由により会員のお申込にクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

## ● 国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合は、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お申込店の係員にお問合せください。

## ● 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、または、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

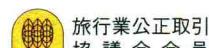
## ● 個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただぐほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、

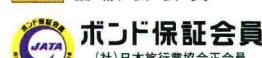
- ①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
  - ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い
  - ③アンケートのお願い
  - ④特典サービスの提供
  - ⑤統計資料の作成
- お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## ● 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2013年2月1日を基準としています。また、旅行代金は2013年2月1日現在の有効な規則を基準として算出しています。



旅行業公正取引  
協議会会員



ボンド保証会員  
(社)日本旅行業協会正会員

旅行企画・実施 ジェイティービー  
観光庁長官登録旅行業第64号  
日本旅行業協会正会員  
東京都品川区東品川2-3-11 T140-8602